

電気・ガスセット割引

(カテエネガスセット・ビジエネガスセット)

2020年4月1日 実施

中部電力ミライズ株式会社

本 則

1 適 用

(1) この個別要綱は、次のいずれにも該当するお客さまに電気とガスをセットで供給するときの電気需給契約（以下「対象電気需給契約」といいます。）とガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）に共通して適用される契約条件を規定したものであり、お客さまがこの個別要綱の割引プラン（以下「電気・ガスセット割引」といいます。）の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ お客さまが、当社が別途定める「基本契約要綱（低圧）」（従量電灯の適用範囲に該当する需要に限ります。）、「基本契約要綱（高圧）」または「基本契約要綱（特別高圧）」（以下、これらの基本契約要綱を総称して「電気基本要綱」といいます。）が適用される電気需給契約の契約者であること。

ロ お客さまが、当社が別途定める「ガス基本契約要綱」（以下「ガス基本要綱」といいます。）ならびにカテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、ビジエネガスプラン1、ビジエネガスプラン2、ビジエネガスプラン3もしくはビジエネガスプラン4の各個別要綱が適用されるガス需給契約の契約者であること。

ハ 対象ガス需給契約と対象電気需給契約の名義が同一であること。

ニ 対象ガス需給契約と対象電気需給契約の需要場所が同一であり、お客さまが、ガス基本要綱22（ガス料金その他の支払方法）(2)により、対象電気需給契約の電気料金とあわせて、対象ガス需給契約のガス料金の支払いをされること。

(2) 対象電気需給契約の需給開始の日が対象ガス需給契約の需給開始の日以後れる場合には、この個別要綱を適用するのは、原則として、対象ガス需

給契約の需給開始の日から対象電気需給契約の需給開始の日までの日数が30日未満で、かつ当社が対象電気需給契約の申込みと対象ガス需給契約の申込みを同時に受け付けた場合に限りです。

(3) この個別要綱のうち7（ガス需給契約の契約期間）、8（ガス料金の割引）および9（ガス料金の延滞利息）を除く事項は、対象電気需給契約に適用いたします。この場合、当該事項について電気基本要綱またはその個別要綱に異なる定めがある場合は、当該事項については、電気基本要綱およびその個別要綱によらず、この個別要綱の規定を適用するものといたします。

(4) この個別要綱のうち6（電気需給契約の契約期間）を除く事項は、対象ガス需給契約に適用いたします。この場合、当該事項についてガス基本要綱またはその個別要綱に異なる定めがある場合は、当該事項については、ガス基本要綱およびその個別要綱によらず、この個別要綱の規定を適用するものといたします。

(5) この個別要綱を適用するのは、1 電気需給契約に対し1 ガス需給契約といたします。

(6) この個別要綱は、お客さまが適用を受ける電気基本要綱およびガス基本要綱ならびにそれらの個別要綱と合わせて適用いたします。

2 電気・ガスセット割引の変更または廃止

(1) 当社は、当社の都合により、この個別要綱を変更し、この個別要綱による割引を廃止または変更することがあります。

(2) (1)の場合、変更後の個別要綱の適用および変更の手続き等は、ガス基本要綱2（要綱の変更）および同50（供給条件の説明等）に準ずるものといたします。

3 定 義

電気基本要綱およびガス基本要綱で定義する言葉は、この個別要綱で別途

定義するものを除き、この個別要綱においても同じ意味で使用いたします。

4 電気・ガスセット割引の申込み

お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、あらかじめこの個別要綱を承認のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

5 電気・ガスセット割引の適用期間

(1) この個別要綱は、ガス基本要綱14（ガス料金の適用開始の時期）で定める対象ガス需給契約の料金適用開始の日から適用いたします。ただし、対象ガス需給契約の料金適用開始の日より後に、お客さまが1（適用）(1)に該当することとなった場合には、お客さまの電気・ガスセット割引の申込みに対して、当社が承諾したのち、はじめに到来する対象ガス需給契約の検針日の翌日から、この個別要綱を適用いたします。

(2) お客さまが、1（適用）(1)に該当しないことが判明した場合には、当社は、その判明したのち、はじめに到来する対象ガス需給契約の検針日に、この個別要綱の適用を終了いたします。

6 電気需給契約の契約期間

対象ガス需給契約が別表1（対象電気需給契約の契約期間が変更される場合）のガス需給契約である場合、対象電気需給契約（別表2〔契約期間が変更される電気需給契約〕の電気需給契約）に限ります。以下、次の(1)および(2)において同じ。）の契約期間は、次によります。

(1) 対象電気需給契約の契約期間は、対象ガス需給契約の契約期間の末日までといたします。

(2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、対象電気需給契約の廃止もしくは解約または変更について申入れを行なわない場合は、対象電気需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

7 ガス需給契約の契約期間

対象ガス需給契約（別表3〔契約期間が変更されるガス需給契約〕のガス需給契約に限ります。以下、次の(1)および(2)において同じ。）の契約期間は、次によります。

- (1) 対象ガス需給契約の契約期間は、対象電気需給契約の契約期間の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、対象ガス需給契約の廃止もしくは解約または変更について申入れを行わない場合は、対象ガス需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。この場合、新たな契約期間は、対象電気需給契約の契約期間と同一とします。

8 ガス料金の割引

対象ガス需給契約の各月のガス料金は、対象ガス需給契約に適用される個別要綱によりガス料金として算定される金額から、その金額の2%に相当する額（1円未満の端数は切り上げいたします。）を割引として差し引いた金額といたします。

9 ガス料金の延滞利息

当社がガス基本要綱23（延滞利息）によって申し受ける対象ガス需給契約のガス料金の延滞利息は、8（ガス料金の割引）によって割引額を差し引く前の金額を基準に算定いたします。

10 その他

- (1) 対象電気需給契約にかかわるその他の事項については、電気基本要綱およびその個別要綱の規定によります。
- (2) 対象ガス需給契約にかかわるその他の事項については、ガス基本要綱およびその個別要綱の規定によります。

附 則

実施期日

この個別要綱は、2020年4月1日から実施いたします。

別 表

1 対象電気需給契約の契約期間が変更される場合

本則6（電気需給契約の契約期間）で定めるところにより対象電気需給契約の契約期間が変更されるのは、対象ガス需給契約が次のガス需給契約である場合といたします。

ビージェネガスプラン3またはビージェネガスプラン4

2 契約期間が変更される電気需給契約

本則6（電気需給契約の契約期間）で定める電気需給契約は、次の電気需給契約といたします。

- (1) 「基本契約要綱（低圧）」が適用される電気需給契約のうち、従量電灯の適用範囲に該当するもの
- (2) 「基本契約要綱（高圧）」または「基本契約要綱（特別高圧）」が適用される電気需給契約

3 契約期間が変更されるガス需給契約

本則7（ガス需給契約の契約期間）で定めるガス需給契約は、次のガス需給契約といたします。

カテエネガスプラン1，カテエネガスプラン2，カテエネガスプラン3，ビージェネガスプラン1，またはビージェネガスプラン2